

## 不動産登記に関する事務処理の一部停止について

土地区画整理事業に係る換地処分が公告されたことに伴い、下表の地域について、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務等の処理ができません。

**①各種登記の申請をしていただいても処理することはできません。**

**②登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません。**

御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所の職員にお尋ねください。

名古屋法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
令和6年2月19日から 令和6年5月24日まで(予定)	東海市大田町蟹田、前田及び乙下浜田の各全部 東海市大田町天尾崎、後田、川島、川南新田、郷中、汐田、下浜田、後浜新田、畑間、東畑、細田及び的場の各一部 東海市高横須賀町御洲浜及び吳天石の各全部 東海市高横須賀町川田、天神下、成宝新田、町新田及び葎山の各一部 (半田支局管轄)	土地区画整理事業